

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 公 告 ページ

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（5件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】

1946

北九州市公告第557号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月18日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成25年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アベック

(2) 代表者の氏名

柴原良子

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市戸畠区銀座二丁目6番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者に対して、就労支援・相談に関する事業を行い、地域と社会の保健福祉の増進を図り、知的・精神障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

北九州市公告第558号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月18日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成25年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州

(2) 代表者の氏名

永田秀雄

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区城野一丁目9番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神で、在宅福祉サービス活動を行い、健康で安心して暮らしていくことのできる、生き甲斐のある長寿社会を築くことを目指し、福祉増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第559号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月18日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成25年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構

(2) 代表者の氏名

奥田知志

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレスに対して、その自立支援及び社会的処遇の改善と自立以後の人々へのケアに関する事業を行うことにより、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

北九州市公告第560号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月18日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成25年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク

(2) 代表者の氏名

奥田知志

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレス状態に置かれた人々及び失業者等ホームレス状態に置かれるおそれのある人々に対し、社会的処遇の改善及びその安定した雇用の場の確保、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保等による自立の支援が図られるような社会の形成に関する事業を行うことにより、もってこれらの人々の社会福祉の向上を図ることを目的とする。

北九州市公告第561号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月18日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成25年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人グリーンサポート

(2) 代表者の氏名

藤河勝幸

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区若園三丁目16番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県民に対して、まちの美化推進及び環境の保全に関する事業を行い、緑豊かで優しいまちづくりに寄与することを目的とする。